

第十三回 参議院農林委員会會議録第二十七号

昭和二十七年四月二十四日(木曜日)午後一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
委員 加賀 操君
山崎 恒君

羽生 三七君
西山 龜七君
滝井治三郎君
宮本 邦彦君
赤澤 與仁君
飯島連次郎君
片柳 健吉君
三橋八次郎君

東畑 四郎君
安樂城敏男君
倉田 吉雄君

事務局側
常任委員 食糧庁長官
会専門員 安樂城敏男君
常任委員 倉田 吉雄君

政府委員
常任委員
会専門員
常任委員

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。
○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣送付)

本日は食糧管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。本法律案については昨日農林大臣から提案理由の説明を聞いたわけですが、本日は先ず食糧庁長官から法律案の内容

その他の食糧の需給等、本法律案の審議上必要な諸問題について説明を聽取したいと考えます。なお衆議院のほうが出席者は左の通り。

林大臣、政府委員等の時間の関係がありますので、本日は取りあえず長官の説明を聞くのみにとどめまして、質疑は後日に譲りたいと思いますので御了承をお願いいたします。

○政府委員(東畑四郎君) それでは食糧管理法の一部を改正する法律案の説明を先ずいたしたいと思います。

食糧管理法の一部を改正する法律案のうちで特に御説明いたします点は第四條の二、第四條の三の條項であります。先ず四條の二について御説明を申上げますと、この法案で一応麦の供出制を廃止するに代りまして、政府はいつも大麦、稞麦又は小麦を生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込に応じて買入れることを要するという規定に改正したわけであります。たしました場合には、政府は必ずその麦を買入れることを要する義務付けています。又其ノ生産者ヨリ委託ヲ受ケタル者」ということにいたしましたのでござります。なお「生産者まで今後きめます農家のための買入價格と平仄を合せまして農民自体から定の価格で必ず買う、その手取りを保証する。こういう意味で農民又は農民より委託を受けた者といふに限定

いたしております。委託を受けた者は農業協同組合は勿論、商人も説明を聞くのみにとどめまして、質疑は後日に譲りたいと思いますので御了承を得たいと思います。昭和二十六年に譲りたいと思いますが、パリティ指数を下したわけではありません。この農業パリティ指数を基準にいたしましたとして、本年の予算の二五五といふ明を先ずいたしたいと思います。

食糧管理法の一部を改正する法律案のうちで特に御説明いたします点は第四條の二、第四條の三の條項であります。先ず四條の二について御説明を申上げますと、この法案で一応麦の供出制を廃止するに代りまして、政府はいつも大麦、稞麦又は小麦を生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込に応じて買入れることを要するという規定に改正したわけであります。たしました場合には、政府は必ずその麦を買入れることを要する義務付けています。又其ノ生産者ヨリ委託ヲ受ケタル者」ということにいたしましたのでござります。なお「生産者まで今後きめます農家のための買入價格と平仄を合せまして農民自体から定の価格で必ず買う、その手取りを保証する。こういう意味で農民又は農民より委託を受けた者といふに限定

いたしておるのであります。委託を受けた者は農業協同組合は勿論、商人も説明を聞くのみにとどめまして、質疑は後日に譲りたいと思いますので御了承を得たいと思います。昭和二十六年に譲りたいと思いますが、パリティ指数を下したわけではありません。この農業パリティ指数を基準にいたしましたとして、本年の予算の二五五といふ明を先ずいたしたいと思います。

第二項はその場合における政府の買入価格の基準になる考え方でござりますが、これが詳細は又政令で規定いたしましたとして、本年の予算の二五五といふ明を先ずいたしたいと思います。

○政府委員(東畑四郎君) それでは食糧管理法の一部を改正する法律案の説明を先ずいたしたいと思います。

食糧管理法の一部を改正する法律案のうちで特に御説明いたします点は第四條の二、第四條の三の條項であります。先ず四條の二について御説明を申上げますと、この法案で一応麦の供出制を廃止するに代りまして、政府はいつも大麦、稞麦又は小麦を生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込に応じて買入れることを要するという規定に改正したわけであります。たしました場合には、政府は必ずその麦を買入れることを要する義務付けています。又其ノ生産者ヨリ委託ヲ受ケタル者」ということにいたしましたのでござります。なお「生産者まで今後きめます農家のための買入價格と平仄を合せまして農民自体から定の価格で必ず買う、その手取りを保証する。こういう意味で農民又は農民より委託を受けた者といふに限定

いたしておるのであります。委託を受けた者は農業協同組合は勿論、商人も説明を聞くのみにとどめまして、質疑は後日に譲りたいと思いますので御了承を得たいと思います。昭和二十六年に譲りたいと思いますが、パリティ指数を下したわけではありません。この農業パリティ指数を基準にいたしましたとして、本年の予算の二五五といふ明を先ずいたしたいと思います。

第二項はその場合における政府の買入価格の基準になる考え方でござりますが、これが詳細は又政令で規定いたしましたとして、本年の予算の二五五といふ明を先ずいたしたいと思います。

○政府委員(東畑四郎君) それでは食糧管理法の一部を改正する法律案の説明を先ずいたしたいと思います。

食糧管理法の一部を改正する法律案のうちで特に御説明いたします点は第四條の二、第四條の三の條項であります。先ず四條の二について御説明を申上げますと、この法案で一応麦の供出制を廃止するに代りまして、政府はいつも大麦、稞麦又は小麦を生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込に応じて買入れることを要するという規定に改正したわけであります。たしました場合には、政府は必ずその麦を買入れることを要する義務付けています。又其ノ生産者ヨリ委託ヲ受ケタル者」ということにいたしましたのでござります。なお「生産者まで今後きめます農家のための買入價格と平仄を合せまして農民自体から定の価格で必ず買う、その手取りを保証する。こういう意味で農民又は農民より委託を受けた者といふに限定

いたしておるのであります。委託を受けた者は農業協同組合は勿論、商人も説明を聞くのみにとどめまして、質疑は後日に譲りたいと思いますので御了承を得たいと思います。昭和二十六年に譲りたいと思いますが、パリティ指数を下したわけではありません。この農業パリティ指数を基準にいたしましたとして、本年の予算の二五五といふ明を先ずいたしたいと思います。

うに考えております。そういたしまして平年作の数を出したわけであります。が、誤差がござりますので若干のこれに誤差率、約五%程度の幅をおかざるを得ないと思います。従いまして昭和二十七年の平年反収が具体的に三麦別に出まして、それから五%以上に予想収穫高が減りました場合においては、その減つた具体的な数量に対しても農業パリティで算きました価格を加算するという、いわゆる凶作の場合のみ適用をいたしたいというのがこの考え方であります。その点は政令ではつきりと規定をいたしたいと、いう点であります。

わけであります。この想定実効米価による対しまして現実のC.P.S等から見た精米対小麦粉、精米対精麦の実効価格指数があります。これが需要の実態であります。この指數を加えることによつて、米の消費構造としてこの米価といふものが出来まして、それから政府の見積経費を引きましたのが生産者価格における現実の合理的な米価であろう、こういう参酌をするわけであります。一応パリティ指數等は新らしいパリティ方式になりますので具体的にはなかなか決定期間を維持できるんじやないかというよう実は考えている次第であります。その他の経済事情等につきましては、今日具体的に実は適用をしようというケースはございません。何らかの形においてこう参酌する場合においても或る程度巾をおく、限度をおくという必要がありました場合にはこういう規定が適用されるのやないかと、こういうふうに考えておられます。この価格を政府がきめる時期では、実は五月末パリティで参りますので六月早々にきめたのでありますけれども、作報の度の収穫予想というものが若干六月遅れますので、米価審議会等に諮る期間を置きましたが、月十五日を中心にして価格を決定いたしたいと思う、こう考えておりまます。この価格を決定いたしました場合に、これを明らかに政府は告示しまして公表するわけでございまして、全国一本一年間を通じましても同じ価格で

決定公表したい、こう考えております。勿論等級別、産地銘柄、品種銘柄別の価格は具体的にきめるわけであります。買入価格の発表は、政府の倉庫又は政府指定倉庫の倉前価格で公表をしたい、倉前価格で公表すること自体が農民の手取りを公表することになるわけであります。農家はその価格で政府に売ります場合は、政府は從来と同じように前渡金を出してあります関係上支払証書で金を支払う、それについて政府の買受に代行しました機関等につきましては、從来はこれが手数料でございましたが、今後は買受の代行料というか、買受の手数料の支払をいたしたい。なお今後は農産物検査法に基きます検査は従来通り実行するのであります、が、表が供出がなくなりました場合におきましてもやはり検査をいたしました場合には検査手数料というものはこれは今度は政府はとるわけであります。政府に売りました場合は検査手数料を含めた価格で買上げる、具体的には一俵二十円を加算した価格で買上げるということにいたしたいと存じます。なお検査手数料は一般会計の収入に納入されるわけですが、一般会計から特別会計に繰入れられるという形で、これは消費者の負担にはならないということになるわけであります。それが大体買入価格としての政府の考え方の根本でございます。

この考え方方は飽くまで内麦の麦形成方式であります。内麦から積上げましてそれを国内のC.I.Fまで運りまして、それを輸入した外麦との間に差がござります場合はやはり輸入補給金をもらいうということにいたしております。外麦の価格はこの内麦の価格を飽くまで中心にしまして、品質の歩止りの差が、格差がつくわけでございます。外麦そのものは一応遮断をして考えて行くという考え方でございます。外麦、内麦を含めましてそれをどういう形で売れるかというのが第四條の三の規定でございます、「政府ハ其ノ買入レタル麦(ヲ加工シ又ヘ之ヲ原料トシテ製造シタル製品ヲ含ム)」、なお原麦売却といふものを原則にいたします場合、若千量の委託加工制度を残しまして、小麦粉、精麦等の委託加工を継続いたしたいし、又災害等の場合の予備といった原則としまして、二次製品(乾麪、乾パン等)の製品もやはり作るという意味で括弧書きでこの麦の中にはこういうものを見てしまして、二次製品(乾麪、乾パン等)の規定の表明をしてございますが、麦の委託加工、統制継続から売却加工、更に競争入札ということを急速に出しますことは、企業そのものの不安定感を起し、却つて需給の困亂等があります。制度といたしましても指名競争契約又は争奪契約又は隨契の制度を設けておきたい、そういう場合に指名競争契約又は

隨契で売りりますものは政令等ではつきり規定をいたしたい、地域的に非常に離れておりまして困難をいたしますとか、灾害でありますとか、災害が起りましたときとか、いろいろな場合を考えております。なお製品等はこれは全部随意契約で行きたい。委託加工をいたしました小麦粉、精麦等につきましても、原則として随意で全部渡して消費の実態に則応して行きたいという方針を持つております。

それから売る場合における予定価格でございますが、買う場合は政府が基準価格を発表いたしましてそれで一本的でありますか、売ります場合はやはり標準価格というものをきめるわけでありますか、標準価格というものを標準といたしまして、あとは入札の場合でありますからやはり発表はできませんので、予定価格というものをを作るわけであります。売ります場合は買います場合と若干異なりまして、地域差でありますとか、或いは金利、倉敷等の問題において若干の時期別の差が付くことは止むを得ないかと考えます。年平均といったしましては、この標準価格の発表をいたすことによつて大体において政府の売渡をする標準価格といふものがはつきりいたすわけであります。標準価格は代表的な銘柄、品質のものについて公表をいたしたいというのがこの考え方たであります。この価格の決定につきましては、第四條第二項の規定は米価に対する規定であります。他の経済事情を參照するという規定でございまして、壹渡す場合においては家計費を考慮するわけでありますを準用しております。家計費、物価

す。家計費の考慮の考え方たといたしましては、昭和二十七年の最近における家計の総支出額とそれと同期の前年における家計の総支出額、勿論公租公課等は差引くわけですが、その総支出額の上昇率を見て、その上昇率だけは基準の小麦粉或いは精麦等が値上がりをいたしましても止むを得ないのじやないか、それを最高限度にいたしたい、要するに或る時期における精麦或いは小麦粉等は消費者が支出いたしました比率割合というものを維持して行きたい、それ以上に製品が値上がりすることは政府は抑えて行きたいという意図を持ちまして、それを一応計算をいたしまして、原麦発払限度にいたして行きたい、こういうふうに考えております。現在の旧バリティ方式で計算しました場合において、二十六年を基準にいたしました場合においては、政府の現実の発払価格は家計費を考慮をする、従つてそれ以下つ売つておるということを御了承願いたいと思ひます。やはり標準価格をきめました場合にこれを公表いたしますことは当然であります。又製品等につきましては、これは全部隨契で売るわけであります、随契で売ります場合においても公表する、隨契で売ります場合は予定価格で売るわけでございます。これが大体価格の建前の根本でございますが、なお政府は買いました麦を売ります場合において経費がかかるわけでござります。従来は政府の経費はそのまま消費者に織込み、或いは管理上いろいろな赤が出ました場合とかという場合はこれを翌年の消費者価格に織込んであります。従来は政府の経費はそのままなくなりましたので、一応政府とし

では見積り経費というものを出さざるを得ないのでですが、見積り経費を計算いたしまして、売扱い標準価格をきめるわけでございますが、そういう場合におきましては、これは企業としては收支実際の経費とが違いました場合は、黒支上の赤であります。赤は赤としてが出た場合と赤が出た場合と両方あるわけでございますが、そういう場合と同じような経理の仕方をいたしました。麦は麦で經理をいたしまして米と麦は特別会計上別の經理をしてはつきりいたさなければならぬ、こう考えておるわけでございます。

それから御説明いたします点は附則の点でございますが、その一項は「この法律の施行期日は、その公布の日から、起算して六十日をこえない期間内において、政令で定める。」ということになつておりますが、我々といたしましては、本年の新麦が出廻ります前に御審議をお願いいたしたいという気持ちを持っております。

それから第二項はいわゆる学童給食の問題を具体的に考えておるのでありまして、「政府の買い入れた麦（麦を加工し、又はこれを原料として製造した製品を含む。）であつて政令の定めるところにより食生活改善の用途に供するための売渡しの予定価格は、政令で定める期日までは、食糧管理法第四條ノ三第二項の規定にかかるわらず、その売渡しの予定価格は、農林大臣の定める価格によるものとする。」要するに第四條の三第二項の家計費、物価等を斟酌して、標準価格によらず、農林大臣が別個に生活改善の用途に供するため

には価格がきめられるというのであります。これは予算等の関係もございまますが、具体的には本年の学童給食のために適用いたしたい、その根拠法を作つておきたいというのがこの規定の趣旨でございます。

それから第三は別段のことはございません。

第四項は要するに農産物検査法の一部改正を行う。附則でやつて頂きたい点は、従来は麦の壳渡前に検査をするということになつておるのであります。ですが、この法案で生産者は委託をして麦を政府に売るわけでありますか、壳渡には委託前にやはり検査をいたしませんと、農家が果してその麦が一等であるか、二等であるか、三等であるか、ということが農民のためにはつきりいたしませんと、不当に農民が不利をこうむるという虞れがございますので、附則でこの法案と関係しまして委託前に検査を受けなければならぬ。その次の規定は、これは検査手数料を、従来は国営検査でござりますので、とつておらなかつたのであります。が、麦につきましてはやはり検査手数料をとるということのため、検査手数料をとらない規定には外しておいた次第であります。

それが大体麥に關します今回の改正の主なる点でございます。

その他の條文、例えば二條、三條等にからみました点は、主として甘藷、馬鈴薯というものがまだ若干食管法によるところにからみまして規定を整理いたしました点だけであります。

なお食糧配給公団等の規定もまだ残っておりますので、こういう清算が殆ど完了しておる食糧配給公団の規定全部裏は削除いたしました点が主なる点であります。

なお売惜み防止の規定、それから流し禁止の規定等が明確になつて、かつた点が若干ございましたので、少しこいてその点を若干明確にいたしました点が八條ノ四等にございます。その外の点は殆んど條文を整理しただけで四段御説明をする点はないかと考えます。

大体改正法案は右のような内容についておることを御了承願いたいと思います。

○委員長(羽生三七君) 本法案については、只今の東畠長官の御説明と先ほどの政府から配付されました資料によつて大体了承できるわけでありますが、この機会に米の需給状況及び今後の見通しを大体のところによろしいから御説明願いたいと思います。

○政府委員(東畠四郎君) 米につきましてはこの法案でも何ら触れておりませんし、我々といたしましても米はやはり供出、配給統制を継続する必要がある、こういうふうに実は考えております。昨日農林大臣も衆議院の委員会であります。ではつきりとそういう説明をされたのであります。が、需給事情は結論を申上げますと、年当初に立てました計画におきまして五百十三万トンでござります。これは必ずしも主食だけではありません、工業用等を含めました全需給量を五百十三万トンぐらいい実は押さえます。これで買入れ持越し等を二千五百石十万石、外米輸入百二万トンの線であります。いろいろ需給推算をやりました結果約

つんをな横な木た別な他いなまじに上云のまえく委りがたまにまよい説通じて日まし末なま

六万三千トン、百万石程度の赤字があるのであります。その赤字をどうすかというので早場米の奨励であるか、超過供出等いろいろ実は苦慮しておつたのであります。最近三月末といいますか、四月一日の大体政米の持越が、三月一部推定がござりますが、だん／＼はつきりいたして参るのであります。トンで申上げます内地米は四月一日で二百三万六千ト七十七万六千石程度であります。需給画より若干実は下廻つております。これは配給辭退等が若干ございます。外米等は二十万二千四百トンの持越なつております。石で百四十九万九千石でございます。その他碎米等が三三四千三百トン、二十二万八千六百石、総計いたしまして三百二十七万三千石百トン、石で申しまして千五百十五石四千四百石ということになつておるであります。今後どれくらいの需要がございますかということについて、これはいろいろむずかしい問題があるのであります。が推定をいたしました結果、ロス等を含めまして主食や工業用を含めまして三百万トン程度であります。十一月から三月までに百九十九万約二百万トン消費しておりますので、大体五百萬トンということになつております。当時五百十三万トンと見想つておりますが、今後超過供出等はないか、こういうふうに実は考えておるのであります。

そこで今後の見通しとしまして、現在の供出が大体二千五百七万石程度ということになつております。供出は殆んど補正割当の線までは違つておりますが、今後超過供出等についていろいろお聞きをいたしてお

の利率をこえてはならない。

(債権の保全及び回収)

第七條 融資機関は、第二條第一項の規定による契約に基いてした融資についてこの法律の規定による損失補償を受けた後も、当該融資に係る債権を善良な管理者の注意をもつて保有し、且つ、回収に努めなければならない。

2 前項の場合において融資機関は、当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失の元補に充当し、なお残額があるときは、この法律の規定により政府から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を政府に納付しなければならない。

(法令等の違反に対する措置)

第八條 政府は、融資機関がこの法律若しくはこの法律に基く命令又は、第二條第一項の規定による契約に違反したときは、当該融資機関のした融資について、補給すべき利子の全部若しくは一部について補給をせず、補償すべき損失の全部若しくは一部について補償をせず、又は既にした利子の補給若しくは損失の補償の全部若しくは一部の返還を命ずることができ。る。

(施行規定)

第九條 この法律に定めるもの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行す

る。

昭和二十七年五月五日印刷

昭和二十七年五月六日發行